

9 国別国際交流協定締結先機関

(表11)

国名 大学・学部 研究科・研究所等	アメリカ 合衆国	中華人民 共和国	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	オースト ラリア	ベルギー	韓国	台湾	合計
大学	3	2	2	1	2	2	2	1	1	1	17
EBA高等教育研究所	1										1
	イリノイ UB ハワイ	河北 西北	カールトン ビクトリア	リーズ	トゥール リヨン	フンボルト ライプツィヒ	マードック イーデスコーク	ブリュッセル	漢陽	東海	

大学名	大学院の協定
イリノイ大学	×
ニューヨーク州立大学	
ビクトリア大学	
カールトン大学	
マードック大学	graduateの記載はないが、過去に派遣学生あり
リーズ大学	× (undergraduateのみ)
トゥール大学	graduateの記載はないが、過去に派遣学生あり
リヨン第三大学	
フンボルト大学	
漢陽大学校	

[注] 大学・学部・大学院研究科・研究所等ごとに国別に交流協定締結機関数を記入すること。